

平成 22 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 エーワン精密
代表者名 代表取締役社長 林 哲也
(J A S D A Q ・ コード 6156)
問合せ先
役職・氏名 代表取締役社長 林 哲也
電話 042-363-1039

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 9 月 25 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社が、上場いたしております株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規程を受け、コーポレート・ガバナンスの一層居の強化を図るために、監査役会及び会計監査人を設置する旨の規定等を新設・変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 22 年 8 月 12 日
株 主 総 会 開 催 日 平成 22 年 9 月 25 日
効 力 発 生 日 平成 22 年 9 月 25 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(監査役) 第23条 当社は、監査役を置く。	(監査役) 第23条 当社は、監査役 <u>及び監査役会</u> を置く。
(員数) 第24条 当社に、監査役3名以内を置く。	(員数) 第24条 当社に、監査役3名以上を置く。
<新設>	(補欠監査役の選任) 第26条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の選任については、第25条第2項に定める規定を準用する。 ③ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 ④ 第1項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。
(任期) 第26条 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(任期) 第27条 <削除>
<新設>	(常勤の監査役) 第28条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。
<新設>	(監査役会の招集) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

現行定款	変更案
<新設>	(監査役会規程) 第30条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令及び定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。
第27条～第28条 <条文省略>	第31条～第32条 <現行どおり>
<新設>	第6章 会計監査人
<新設>	(選任方法) 第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
<新設>	(任期) 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
<新設>	(報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
<新設>	(会計監査人の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第6章 計算	第7章 計算
第29条～第33条 <条文省略>	第37条～第41条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<u>附則</u>	<削除>
<p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p>	<削除>
<p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>	<削除>